

命 令 書 (写)

再 審 査 申 立 人 Y

代表者 理事長 B 1

再 審 査 被 申 立 人 X

代表者 共同代表 A 1

上記当事者間の中労委平成27年（不再）第28号事件（初審神奈川県労委平成25年（不）第19号事件）について、当委員会は、平成28年10月5日第230回第一部会において、部会長公益委員諏訪康雄、公益委員中窪裕也、同山下友信、同植村京子、同沖野眞已出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

初審命令主文第一項を取り消し、これに係る再審査被申立人の救済申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、Y（以下「学園」という。）が、その運営するB2（以下「大学」という。）において、①平成25年7月13日（以下「平成」の元号を省略する。）、X（以下「組合」という。）の組合員であるA2専任講師（以下「A2」という。）を「アウトドア実習I」の担当から外したこと及び②A2の雇用を継続しない件について、同人に25年7月26日付け「説明書」を交付し、大学運営会議において審議するとしたことが、どちらも同人が組合員であることの故をもってなされた不利益取扱いであり、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第1号に該当するとして、組合が、神奈川県労働委員会（以下「神奈川県労委」という。）に対し、同年7月25日に①の救済を申し立て、同年8月6日に②の救済申立てを追加した（神奈川県労委平成25年（不）第19号事件。以下「本件救済申立て」という。）という事案である。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) 学園は、A2を「アウトドア実習I」の担当に復帰させなければならない
- (2) 学園は、25年7月26日付け「説明書」を撤回しなければならない
- (3) 学園は、A2の雇用を継続しない件について大学運営会議で審議してはならない
- (4) 陳謝文の掲示

3 初審命令の要旨

初審神奈川県労委は、27年4月3日、前記1①のみを労組法第7条第

1号に該当する不当労働行為と認め、これに関する文書手交を学園に命ずる一方、その余の救済申立てを棄却して、同年5月28日、同内容の命令書を当事者に交付した。

4 再審査申立ての要旨

学園は、これを不服として、27年6月8日、初審命令の救済部分の取消し及び本件救済申立ての棄却を求めて、当委員会に再審査を申し立てた。

なお、組合は、再審査を申し立てていない。

5 本件の争点

A2をアウトドア実習Iの担当から外したことは、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか。

- (1) A2をアウトドア実習Iの担当から外したことは、同人に対する不利益な取扱いといえるか（争点1）
- (2) A2をアウトドア実習Iの担当から外したことは、同人が組合の組合員であることの故をもってなされたものといえるか（争点2）

第2 当事者の主張の要旨

1 争点1（A2をアウトドア実習Iの担当から外したことは、同人に対する不利益な取扱いといえるか）について

(1) 組合の主張

そもそも大学の年度途中に実習の担当から外すこと自体が異例である。

教員の職務には、教育を受ける学生、同僚の教員、学外の提携先との信頼関係が極めて重要である。理不尽に実習の担当から外すことは、それだけでこれらの信頼関係を大きく損なうこととなる。

学園は、アウトドア実習IがA2の専門とは無関係であるとしてキャリア形成上の不利益性はないとしているが、この主張こそが教学の経験に対する全くの無理解を露呈するものにほかならない。教学の担当者は、

授業の計画から運営、評価に至る過程において、指導の経験を積んでいくのである。その機会を奪われたことは、教学に携わる者にとって極めて大きな不利益である。

(2) 学園の主張

A2をアウトドア実習Iの担当から外したことは、同人の処遇に何ら影響せず、むしろ同人の負担が軽減されているから、同人に不利益は全くない。

A2が大学教員として長年担当してきた専門科目の実施を突然中止されたのであればともかく、そもそもアウトドア実習Iは、過去一度も実施されたことのない科目であり、同人の専門科目でもなかったのであるから、その中止は、同人のキャリアに不利益をもたらさない。

初審命令は、A2がアウトドア実習Iの準備をしてきたこと及び試用期間中の同人が様々な業務を通じて積むべき経験を積みなかったことを「職務上の不利益性」と認定しているが、これらはあまりに抽象的であり、具体的な不利益性は何ら明示されていないから、不利益取扱いを認定する前提を欠く。A2の準備活動の不備が露呈したからこそ同実習が中止されたのであるから、準備活動は不利益性を認定する理由とはならない。

2 争点2 (A2をアウトドア実習Iの担当から外したことは、同人が組合の組合員であることの故をもってなされたものといえるか) について

(1) 組合の主張

ア 学園は、遅くとも、組合が大学構内においてビラ配布及び署名活動を実施した25年3月19日には、A2が組合の組合員であることを認識した。

学園は、25年1月、大学の運営方針に批判的・非協力的な集団とみなした「A3グループ」に属するA3教授（以下「A3」とい

う。）、A4教授（以下「A4」という。）、A5教授（以下「A5」という。）、A6教授（以下「A6」という。）及びA7准教授（以下「A7」という）の5名をけん責処分にし（以下、上記けん責処分を受けた5名を「A3ら5名」という。）、同年2月、そのうちA3及びA4の2名を解雇審議にかけた。これらはいずれも理由がなく不当であり、学園から「A3グループ」に属すると判断された教員は雇用と労働条件が守られないという危機に直面していた。

一方、大学内のA12（以下「A12」という。）委員長であるA8教授が「A3グループ」に属するとされたA3ら5名を含む9名の教員を列挙して厳正処分を求める内容の嘆願書に代表署名するなど、同組合が組合員の雇用と労働条件を守る労働組合としての役割を果たそうとしないことは明白であった。そのため、「A3グループ」に属するとされた9名の教員のうちA3ら5名、A2及びA9教授（以下「A9」という。）の7名が組合に加入した。

なお、前記嘆願書に列挙された9名のうち、組合に加入しなかった2名に対しては学園から何の処分もなかった。つまり、学園が「A3グループ」に属すると判断した教員のうち組合に加入した教員のみを狙い撃ちして学園から排除しようとしたことは、疑いようのない事実である。

学園は、A3ら5名の25年3月3日付け「労働組合加入通知書」（以下「3月3日付け組合加入通知」という。）を受領した時点で、「A3グループ」の中心人物の組合への加入を認識したのであるから、学園が「A3グループ」に属すると判断していたA2も組合に加入したのではないかと考えたとみるのが自然である。

また、学園は、組合が大学の卒業式当日の同月19日大学構内において実施した学園批判を内容とするビラを配るなどの活動をビデオ撮

影して、組合の活動への参加者を把握・記録しようと努め、これによりA2も参加していたことを認識したのであるから、同人の組合への加入を確信するのは当然である。

副学長のB3（以下「B3副学長」という。）が同年10月30日に複数の教員に対して実施した事情聴取において、A2に対してのみ同年3月19日の組合の活動への参加の有無を問うたのも、学園が同年3月19日の時点でA2を組合の組合員と認識していたからであり、A2の組合加入時点を確認しなかったからである。

さらに、同年5月21日の団体交渉において、組合のA10共同代表（以下「A10共同代表」という。）が「A2、うちの組合員」と発言したのであるから、学園は、この発言によってもA2が組合の組合員だと認識したはずである。

イ そもそもアウトドア実習Iにおける水上アクティビティの危険性には、実習の提携先の公益財団法人C（以下「C」という。）の指導員への委託により対応するものとされており、A2の役割は、水上アクティビティの実施ではなく、受講生の引率、現地での生活指導及び実習の評価であった。

アウトドア実習Iにおける水上アクティビティの実施は、同年5月13日開催の学科会議を経て決定されたが、その際、ヨットに関する知識を有するB7B8の学科長であるB4教授（以下「B4学科長」という。）及びB5准教授（以下「B5」という。）がヨットの危険性について問題提起したり、安全確保への更なる配慮を要する旨発言したりすることはなかった。これは、同実習の安全な実施については、Cに委託することにより確保することが学科会議の総意であり、B4学科長及びB5もそれを充分承知していたことを意味する。

したがって、B4学科長は、同年7月5日の学生向けガイダンスに

においてA 2の知識・経験不足に気付いたわけではないし、同人をアウトドア実習 I の担当から外したことは、同人の知識・経験不足とは全く無関係である。

仮にA 2を同実習の担当から外した理由が受講生の安全確保にあったとしても、Cとの連絡調整を担当していたA 2を外すことは、これにより受講生の安全を損なうことはあっても、向上させることはなかった。

また、同実習にA 2を含む複数の職員を派遣することは可能であったし、A 2を冬のアウトドア実習に振り替えるなどの措置を講ずることも可能であったが、学園はそれらの可能性を検討したこともなかった。

したがって、A 2をアウトドア実習 I の担当から外したことに合理性はなく、学園が同人を同実習の担当から外したのは、同人が組合の組合員であることが理由であり、同人を排除するためにしたことである。

ウ 25年3月18日開催の教授会においてB 4学科長がした組合に対する誹謗中傷発言は、組合のみならず組合の組合員を名指しした脅迫的なものであり、同席していた学園理事兼B 7学部長のB 6（以下「B 6学部長」という。）も同誹謗中傷発言を制止することなく謝意まで表していることや、組合から求めた名誉回復措置がまだ講じられていないことからしても、学園に組合に対する嫌悪の感情があったことは疑いようがない。

エ 学園が25年3月19日にA 2を組合の組合員と認識してから同年7月13日にA 2をアウトドア実習 I の担当から外す決定をするまで約4か月間を要しているが、それは、組合の組合活動が公然と行われた25年3月19日に至り、学園が組合を排除するための口実探しを

本格的に始めたものの、同年4月から開講する講義等の担当から組合の組合員を排除すると混乱が大きくなると判断し、同年9月に実施予定であった同実習を標的にしたからにすぎない。

(2) 学園の主張

ア 学園がA2の組合への加入を認識したのは、同人が組合の組合員である旨の25年7月13日付け「労働組合加入通知書」（以下「7月13日付け組合加入通知」という。）を学園人事労務部職員が受領した同月17日であり、それより前であることはあり得ない。

学園は、A3ら5名の3月3日付け組合加入通知を同月4日に受領したものの、その5名はいずれも同年1月15日付けけん責処分を受けた5名と同一であったため、組合に加入した理由もこの点にあると理解していたから、上記組合加入通知を受領したからといって、同通知に組合員として氏名の記載がなく、けん責処分を受けた事実もなかったA2が組合に加入したと認識できるはずがない。

初審命令は、同年3月19日に大学構内において実施されたビラ配布等にA2が参加していることを学園が認識していたと認定し、これを根拠にその時点で学園は同人の組合への加入を認識したと認定しているが、この認定は明らかに不合理であり、誤りである。

学園の事務局職員は、ビラ配布等の様子をビデオ撮影したものの、それは卒業式に支障を来す活動への参加者の記録を意図して行ったものであり、組合の活動や組合の組合員を把握する意図で行ったものではなかった。少なくとも学園を代表するB1理事長（以下「B1理事長」という。）がA2の参加を認識したのは、その当日ではなく、その後の団体交渉時か初審手続中である。また、そもそも同年3月19日のビラ配布等には明らかに組合の組合員ではない学生も複数参加していたのであるから、仮に学園がその時点でA2の参加を認識したと

しても、それを根拠として同人が組合に加入したと認識できるはずがない。

しかも、組合は、本件救済申立て当初は、学園がA2に係る7月13日付け組合加入通知の受領直後に同人をアウトドア実習Iの担当から外すことを決めたとし、これを根拠に不当労働行為である旨主張していた。にもかかわらず、組合は、初審手続中、学園がA2を同担当から外すことを決定した後に上記通知を受領していたことが判明するや、後付けで、学園がA2の組合への加入を認識した時点をビラ配布等の当日に変更して主張したにすぎない。

さらに、同年5月21日の団体交渉において、A10共同代表がA2を組合員と発言したことはあったものの、その後は「A2さんっていう方」「A2さんという方が」と発言し、組合はA2をよく知らない、すなわち同人は組合員ではないという前提で交渉を進めており、他方、B1理事長も、A10共同代表の上記発言により組合がA2を知らないと認識し、同人は大学の専任講師である旨A10共同代表に教示したほどであるから、この時点でも学園がA2を組合員と認識していなかったことは明らかである。

イ 実習科目において学生の安全確保は極めて重要であるところ、アウトドア実習Iは、水上におけるアクティビティを内容とするものであり、事故が発生すれば命を落とす危険すらあったし、過去に一度も実施されたことのない科目であったため、学生の安全確保について特に慎重な対応が必要であった。

しかし、25年7月5日の学生向けガイダンス中に、A2の明らかな知識・経験不足が判明した。A2は、知識不足を補うため期待された外部の講習会や自主学習もこなすことなく、ガイダンスにおいて明らかな知識不足を露呈した。

さらに、A 2 は、B 4 学科長からの水難事故時の対応に関する質問に対しても、実習提携先である C からの電子メールによる回答をほぼそのままコピーして回答した。

そのため、B 4 学科長は、アウトドア実習 I の受講生の安全確保に重大な疑義があると判断し、A 2 に予め連絡した上で、学部運営会議に同実習の中止を諮り、同会議がその中止を決定するに至ったのであるから、同人を同実習の担当から外したことに合理性があることは明白である。

第 3 当委員会の認定した事実

1 当事者等

- (1) 組合は、いわゆる合同労組であり、初審結審日（27年1月13日）現在の組合員は106名である。
- (2) 学園は、昭和39年設立の学校法人であり、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、大学院及び法科大学院を運営する。

初審結審日現在の教職員は1153名、学園全体の学生・生徒等の総数は8242名である。

学園は、昭和63年に大学を開校し、20年に大学内にB7を開設した。同学部にはB8等3つの学科がある。

初審結審日現在の学生は2296名、うちB7に在籍する学生は1149名、大学の教員は約100名、うち同学部の教員は約40名であり、うち組合員は3名である。

なお、学園内には、組合以外の労働組合として、6年6月に結成された中学校及び高等学校の教職員主体によるA11（組合員24名）及び22年12月に結成された大学の教職員主体によるA12（組合員8名）が存在する。

2 A2が学園に雇用されるまでの経緯

(1)ア 学園は、23年7月頃、募集要項を作成し、B7の教員を公募した。

A2は、上記募集要項に基づき応募し、23年9月1日、学園における採用選考に当たり「教員個人調書」を学園に提出した。

イ A2は、B7の専任講師として採用され、24年3月22日付け「教員採用に際しての条件承諾書」を学園に提出した。

同条件承諾書には、以下の記載があった。

「私は、Y(B2)の教員として採用されるに際し、下記事項について承諾します。

1. 採用年月日 平成24年4月1日
2. 審査期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日
3. 就業場所 B2 B7
4. 勤務内容 B2 B7 B8 専任講師
5. 継続採用 当大学の教員として教育・研究等に対する活動状況を総合的に判断し、状況によっては審査期間満了後、継続採用とならないことがある。」

(2) 「Y就業規則(教員)」には、「新たに採用した者には、1年以内の試用期間をおくものとする。」(6条1項)と規定されていたが、13年11月6日開催の評議会において、学長から、1年の試用期間では不十分であるとして「2年の審査期間を設置し、教育・研究に関する活動状況を総合的に判断した上で継続採用するという条件付の承諾書を了承してもらおう」旨の提案がなされ、了承された。

3 A2の勤務状況等

(1) A2は、24年4月(24年度)から、B7B8の専任講師として、「多文化共生論」及び「世界の地域文化」の講義を単独で担当し、「スポーツ健康政策入門」等の講義を他と共同で担当するとともに、「アウ

トドア実習」のワーキンググループに配属され、25年度のアウトドア実習の実習計画や予算の作成を担当した。また、25年度からは、「多文化共生論」、「メディアと社会」、「世界のスポーツ」及び「世界の地域文化」の講義を単独で担当し、「スポーツ健康政策入門」等の講義を他と共同で担当した。

- (2) 「アウトドア実習」は、B7B8の実施科目であり、「アウトドア実習Ⅰ」と「アウトドア実習Ⅱ」に分類され、「アウトドア実習Ⅰ」は、「自然の中での体験プログラムを通じて、自らの『からだ』への気づきを深めるとともに、野外での活動を実施する上での基礎的な知識・技術の習得を目指す」ことを目的とし、「青少年教育施設等で宿泊し、施設の専門職員等と連携しながら、各フィールドに応じたプログラムを体験する」ことを内容とするものであった。

4 A2が組合に加入した経緯

- (1) B7は、24年10月20日に保護者懇談会の開催を予定していた。これに先立つ同月6日、A3、A4、A9、A2、A13専任講師（以下「A13」という。）、A14専任講師（以下「A14」という。）及びA6の7名は、大学構内において、同学部に在籍する学生の保護者8名を交えた会合（以下「10月6日会合」という。）を開催した。

A3らは、同会合において、保護者に対し、「平成24年度 B7運用予算案」、法科大学院に関する資料、同窓会に関する資料等を配付し、A4が、前記資料等は「超内部資料」である旨述べた上で、学園の教育研究費は授業料収入の10.6パーセントであり、私立の全国平均約35パーセントを大幅に割り込んでいるのはおかしい旨述べたほか、A3及びA4が、文部科学省からB7に交付された補助金が法科大学院に流用されていると考えられる旨、「B2同窓会」は入学時に学生から同窓会費を徴収しているが同窓会からは報告がない旨述べた。

なお、学園は、24年度B7における教育研究費を授業料収入の39.8パーセントと算出し、B1理事長作成名義の24年12月17日付け「B7で生じている諸問題について」と題する書面に掲載した。

- (2) A3、A4、A2、A9、A13、A6及びA7の7名は、24年10月19日、学生ら少なくとも6名と共に大学構内の教室に集まった（以下「10月19日集会」という。）。

その際、学生は、施設や食堂が不便であり、納めた学費が還元されていないと感じられる状況を改善したいので、大学の意思決定がどのようになされているか説明してほしい旨述べた。

これに対し、A3は、理事会等の会又は会議において意思決定がなされている旨説明し、A4は、学費がどの程度所属学部のために支出されているか不明である旨述べた。

また、A2は、学生に対し、「あんたたちは、学生会とかは自治組織なんだから、大学と対等」「大学と対等に物申す権利があるんだよ」「これしたらいいですかじゃなくて、なんでもしたらいいじゃん。記者会見でも開いて大騒ぎしたらいいんじゃないの」「例えばねその要望書を出すのかもしれないし、開示してくださいっていうのかもしれないけど、絶対NOって言うのね。そしたら、そこからまた戦いが始まるわけよ。分かりました、そうです、って引き下がるんじゃないくて、じゃあもっともっと大騒ぎしてやるって、祭りが始まるわけよ。楽しい楽しい祭りが」「内々で決まらなかったら、外から手をまわしてプレッシャーかけたら良いのよ」と述べた。

- (3)ア B7は、24年10月20日、保護者懇談会を開催した。その際、10月19日集会に参加した学生のうち3名が、懇談会の会場等において、保護者らに対し、「学生の声」と題する文書（以下「学生の声」という。）を配布した。

「学生の声」は、学生からの依頼に基づきA13が添削し、学生の利用が認められてない教員用印刷室の輪転機を使用して、A2が学生らと共に印刷したものである。

なお、B6学部長は、同月20日午前10時頃、上記印刷室において、女子学生と共に輪転機を使用するA2と出くわし、その後輪転機から「学生の声」の製版紙が発見されたことから、同人が「学生の声」の印刷に関与したことを知った。

イ 「学生の声」には、その作成名義人として「学生会役員会」の記載があった。また、「学生の声」には、B7には学生指導に熱意を感じられない教員がいること、昼休みに十分な時間をかけて食事を摂ることができないこと、シャワー室や冷水機がなく、体育館、グラウンド、プール等が遠く狭い上に、使いたいときに使えないといった不便があること、年間約145万円の学費を納めているにもかかわらず、満足できる環境にはないこと、現状を保護者に周知するために「学生の声」を作成したことが記載されていた。

ウ 学生会役員会の会長及び副会長は、同月24日、大学学生課に対し、「学生の声」は学生会役員会が作成した文書ではない旨報告した。

(4) 大学学長のB9（以下「B9学長」という。）は、B6学部長に対し、「平成24年10月20日に開催されたB7保護者懇談会にて同学部一部学生が『学生の声』と題する文書の配布を巡って混乱した件について、調査委員会を設置するなどにより、学生から速やかに事情を聴取し、経緯等を明らかにするよう指示する」と記載された同月29日付け「指示」と題する文書を交付した。

(5) B9学長らは、24年11月1日、大学運営会議を開催し、10月6日会合及び10月19日集会の開催、同集会におけるA2の上記(2)の発言内容、同(3)アの「学生の声」の印刷へのA2の協力等についての情報

を共有した。

なお、大学運営会議は、大学の運営の基本方針、将来構想等について審議し、重要事項を評議会・教授会に諮るために設置されたものであり、学長、副学長、各学部長、研究科長、学長補佐、大学事務局長、学長室長及びその他学長が指名する者で構成され、大学の運営方針に関すること、大学の将来構想に関すること、教職員の人事に関すること、教授会の議題の審議に関すること及びその他学長が諮問する事項を審議する会議体であった。

(6)ア A 3ら5名は、24年11月2日、B 9学長の前記指示により設置された調査委員会の教員が「学生の声」を配布した学生から事情聴取を行っていた研究室に無断で立ち入り、事情聴取を糾弾してこれを中止させた。

イ B 7は、同月12日、同学部教授会を開催し、その席上、A 3ら5名が同月2日の学生からの事情聴取を妨害した旨報告がなされた。

なお、同学部教授会は、学長及び教授によって構成され、教員の身分に関する事項等を審議する会議体であった。

ウ A 2、A 9、A 6及びA 7は、同月14日、「学生の声」を配布した学生3名を伴って警視庁を訪問し、上記アの事情聴取を受けた学生が調査担当の教員から人権を侵害された旨訴えた。

学園は、同日、上記訴えに関する警視庁からの問い合わせを受け、B 6学部長が、同月15日、警視庁を訪問し、事情を説明した。

エ 学園は、同月19日、上記ア及びウについて文部科学省から呼び出しを受け、B 1理事長らが同省を訪問して事情を説明し、同省から学生及び保護者に事情を説明するよう要請された。

(7) B 7 B 8は、24年12月9日頃、学科会議を開催し、25年度における各科目の実施の有無、科目の内容や担当者について検討した。

なお、同学部学科会議は、当該学科の学科長及び専任教員（特任教員を含む）によって構成され、学科の教育指導及び研究に関する事項等につき、学科長が定めた議題を取り扱う会議体であった。

A 2は、同月24日及び25年1月11日、次年度の担当科目の調整のため研究室を訪れた同学部教務委員長から、公募の際に示された科目を担当するよう要請されたのに対し、相談しないと回答できない、B 3副学長には採用面接時に担当できないことを認めてもらっているなどと述べて受任を拒んだ。

(8)ア 学園は、25年1月15日、A 3ら5名に対し、24年11月2日に行われた学生からの事情聴取を妨害したことを理由にけん責処分とする旨の「処分通告書」を交付した。

イ A 3ら5名は、25年3月7日、横浜地方裁判所（以下「横浜地裁」という。）に上記けん責処分の無効確認の訴えを提起した。

なお、同訴訟は、再審査結審日現在横浜地裁に係属中である。

(9)ア B 7に所属する教職員15名は、25年1月29日、学園に対し、「B 7労働環境改善に関する嘆願書」を提出し、同学部における不祥事に関わったA 3、A 4、A 5、A 6、A 9、A 7、A 14、A 15専任講師及びA 2の9名（以下「A 3ら9名」という。）に対する懲戒処分を嘆願した。

イ 同嘆願書には、A 3ら9名が24年4月からのB 6学部長を中心とした新学部運営体制に対して非協力的対応を繰り返していること、同9名による同僚に対する人権侵害発言や、学科会議における不誠実なカリキュラム説明及び科目担当受任拒否、各種委員会における執拗な議事遅延行為等について、看過できるものではない旨、同9名は多くの学生を虚偽の情報に基づいて扇動しており、数名が処分されたものの今後も混乱継続が予想され、処分を免れた者が在學生を扇動するこ

とのないよう要求する旨記載されていた。

ウ 学園は、A 3ら9名を総称して「A 3グループ」と呼ぶことがあった。

- (10) 学園は、25年2月18日、A 3及びA 4に対し、学園及び大学の運営を阻害する言動や学部運営を妨害する行為を繰り返してきたこと並びに一部の保護者や学生を巻き込んで学園等の業務に支障をきたす行為を繰り返してきたことを理由として両名の解雇を大学運営会議において審議する旨記載した「説明書」を交付した。

5 A 3、A 2らの組合加入とA 3及びA 4の解雇等

- (1) A 3、A 4、A 5、A 7、A 6、A 9及びA 2の7名は、25年3月3日、組合に加入した。

- (2)ア 組合は、A 3ら5名が組合員である旨の3月3日付け組合加入通知を学園に送付した。

学園は、25年3月4日、上記組合加入通知を受領した。

イ 学園は、その頃、A 3ら5名が組合に加入したことをA12に通知した。

- (3) 組合は、25年3月9日、学園に対し、A 3及びA 4に対する解雇処分、A 3ら5名に対するけん責処分等に関する団体交渉を申し入れ、組合との団体交渉以前に解雇処分を決定しないよう要求した。

- (4) 学園は、25年3月13日、A 3及びA 4を解雇した。

6 B 4学科長の教授会における発言

B 4学科長は、25年3月18日に開催されたB 7の教授会において、A 3ら5名が組合に加入したことを明らかにした上、組合は過激派グループと深い関係を有しており、その過激派グループが敵対する勢力との抗争で瀕死の負傷者を出した旨、そのような組合に加入すれば、組合の組合員のみならずその家族も公安警察の監視対象になる旨発言した。

なお、B4学科長は、後日教授会において上記発言を撤回した。

7 25年3月19日のビラ配布等の状況

- (1) 学園は、25年3月19日、大学構内において、卒業式を執り行った。
- (2) A10共同代表、A3ほか1名は、25年3月19日午前10時20分頃、組合との交渉窓口となる学園人事労務部を訪れ、同部職員に対し、「争議通告書」を提出した。

同通告書には、「当組合は、2013年3月9日付『団体交渉申し入れ書』にて、当組合との団体交渉以前に、A4組合員、A3組合員に対する解雇処分を決定することは断じて行わないよう要求しました。ところが3月13日付で2名の組合員に対する解雇処分が発令されました。この処分発令は当組合との団体交渉における信頼関係を著しく傷つけるものに他なりません。したがって、当組合は争議権を行使し、労働組合法に定められた組合独自の争議行為を行い広く社会にこの問題を訴えることとします。尚、3月21日に予定されている団体交渉においては、2名の組合員の解雇処分撤回を新たに要求事項に付け加えた上で、交渉に臨むことを申し添えます。」と記載されていた。

- (3)ア 組合は、25年3月19日午前11時20分頃から午後0時20分頃までの間、大学構内において、ビラ配布及び署名活動を行った。参加者は12名程度であり、学生も含まれていた。

A2は、同日午前11時30分頃から午前11時50分頃までの間、上記署名活動に参加した。

学園の教職員は、同日午前11時30分頃、上記ビラ配布等への参加者に対し、その中止を求めたが、組合から正当な組合活動である旨の反論を受けたことから、更なる中止を求めなかった。

学園の教職員は、同日午前11時50分頃、上記ビラ配布等の状況をビデオ撮影した。

イ 上記アのビラには、冒頭の「A16」との記載と「不当処分！」
「B2 教員5名がけん責、2名が即日解雇！！」との表題に続き、
「学生の声」を配布した学生からの学園による事情聴取の方法に疑問
を呈して中止を求めた教員5名が「学長の指示による調査を妨害した」
としてけん責処分を受け、うち2名が3月13日に解雇されたこと、
こうした学園の対応には財務に係る問題など学園の経営に関わる深い
事情があること、大学は同窓会費として15000円を徴収している
が、同窓会は活動停止中である一方、同窓会費は大学財務預かりとさ
れ、総額6500万円にのぼっており、同窓会費は会員に返還すべき
であることが掲載されていた。

8 第1回団体交渉から第2回団体交渉に至るまでの労使事情

- (1) 組合は、25年3月21日午後5時から午後8時までの間、学園と第
1回団体交渉を行った。

その出席者は、組合側がA10共同代表、A3、A4、A5ほか1名、
学園側がB3副学長、B10大学事務局長（以下「B10事務局長」とい
う。）、B11人事労務部長（以下「B11人事労務部長」という。）、B
12弁護士（以下「B12弁護士」という。）ほか2名であった。

同団体交渉においては、A3及びA4の解雇撤回、A3ら5名のけん
責処分撤回等が交渉事項となった。

B11人事労務部長は、同団体交渉の冒頭、今後学園の管理場所におい
て勉学を害する行為、例えばビラを配布するなどした場合には警察に連
絡する旨、25年3月19日の件（前記7(3)）については警察に連絡済
みである旨述べた。

- (2) 学園は、25年4月11日、執行部会議を開催し、A2との雇用契約
を26年度以降も継続させるか否かについて、大学運営会議の議題とす
ることを決定した。

なお、執行部会議は、理事長及び法人事務局長を基本に、大学に関する案件に関しては学長、副学長、学部長等で構成され、大学運営会議に先立って重要事項を審議するための会議体であった。

9 第2回団体交渉から第3回団体交渉に至るまでの労使事情及びアウトドア実習Ⅰの実施に向けた動き

(1) 組合は、25年4月20日午後1時から午後4時30分頃までの間、学園と第2回団体交渉を行った。

その出席者は、組合側がA10共同代表、A3、A4、A5ほか3名、学園側がB3副学長、B11人事労務部長、B12弁護士ほか1名であった。

同団体交渉においては、A3及びA4の解雇撤回、A3ら5名のけん責処分撤回等が交渉事項となった。

(2)ア B8は、25年5月13日、学科会議を開催し、その際、A2は、アウトドア実習Ⅰについて、ヨット等の水上アクティビティを中心とすること、長野県の野尻湖で実施すること、実習費を支出して下見調査を行うこと、実習に学生アルバイトを用いることなどを提案した。

同学科会議は、水上アクティビティを中心としたアウトドア実習Ⅰを野尻湖で実施すること、同実習を担当することに決まっていたA2及びB5のうちA2を主担当とすること、同人がCの指導者講習に参加すること、予算の詳細は同年6月の学科会議の議題とすることを決定した。

イ B8は、同年6月10日、学科会議を開催し、実習の予算を審議したが、その際、出席者から、受講者を増やす必要がある旨の意見があった。

(3) 学園は、25年5月16日、大学運営会議を開催し、A2が採用時学園に提出した「教員個人調書」（前記2(1)ア）に刊行予定と記載されていた単著が刊行されていないこと、10月19日集会において学生を扇

動する発言をしたこと、所定の手続を経ることなく他大学の非常勤講師として授業を担当したことなどのA2の職務上の問題点について取り上げ、これらに関する資料を出席者に提供し、同年4月11日開催の執行部会議（前記8(2)）における決定に基づきA2の雇用を継続するか否かについて審議した。

10 第3回団体交渉から第4回団体交渉に至るまでの労使事情及びアウトドア実習Iの実施に向けた動き

(1)ア 組合は、25年5月21日午後2時から午後4時30分頃までの間、学園と第3回団体交渉を行った。

その出席者は、組合側がA10共同代表、A3、A4、A5ほか2名、学園側がB1理事長、B3副学長、B6学部長、B11人事労務部長、B12弁護士ほか2名であった。

同団体交渉においては、A3及びA4の解雇撤回、A3ら5名のけん責処分撤回等が交渉事項となった。

イ 同団体交渉において、B1理事長は、A3ら5名の組合加入通知を学園がA12に通知したこと（前記5(2)イ）について、組合加入通知のあった5名は組合とA12の両方の組合員になっているのかを確認させたと思う旨発言した。

また、同団体交渉において、A3ら5名のけん責処分の理由である「学生の声」に関する学生からの事情聴取妨害が話題になった際、B1理事長が、「学生の声」が配布された当日B6学部長が教員用印刷室において学生と「A2という教員」に出くわしたことがあり、その時点では事情は分からなかったものの、「学生の声」配布後に改めて印刷室の輪転機を開けてみたところ「学生の声」の原紙が見付かったことから、その教員が関与していることが分かった旨説明したことについて、A10共同代表とB1理事長との間に以下のやりとりがあった。

A10共同代表：「えーと、それで、先ほどその原紙があつて、A2さん、ですか？あのうちの組合員、・・・えーあの一、」

B1理事長：「分かりませんよ。」

A10共同代表：「か、どうか、あ、何？A2さんっていう方？」

B1理事長：「いえいえ、A2という」

A10共同代表：「ええ」

B1理事長：「うー、専任講師？」

B6学部長：「A2さんは講師ですね。」

B1理事長：「専任講師かな。」

A10共同代表：「A2さんという方が、」

B1理事長：「と、Kという、当日「学生の声」を配布した学生」

A10共同代表：「が、えーその前にいたと。」

B1理事長：「いた。」

- (2) A3及びA4は、25年5月27日、横浜地裁に地位保全等仮処分を申し立て、同年9月24日、同地裁に学園を被告とする地位確認の訴えを提起し、同月27日、上記申立てを取り下げた。
- (3) 学園は、25年6月6日、大学運営会議を開催し、同年5月16日開催の大学運営会議における審議と同様、A2の職務上の問題点に関する資料を出席者に提供し、同人の雇用を継続するか否かについて審議した。
- (4)ア 学園は、25年6月17日、A9に対し、「定年のお知らせ」と題する文書を交付し、26年3月31日をもって定年退職となる旨通知した。
- イ 組合は、25年6月27日、A9が組合員である旨の「労働組合加入通知書」を学園に送付した。
- ウ A9は、同年11月7日、横浜地裁に地位確認等を求めて労働審判

を申し立てたが、その後、本訴に移行し、同事件は和解により終結した。

- (5) A 2 は、同年 6 月 2 9 日及び同月 3 0 日、アウトドア実習 I を実施予定の野尻湖において C の指導者講習を受けた。

A 2 は、同年 5 月 1 3 日開催の学科会議においては上記指導者講習を 3 日間受けるものとされたが、同年 6 月 2 8 日の授業後における学生対応を理由に 2 日目の同月 2 9 日から講習に参加し、2 日間のみ受講した。

- 11 第 4 回団体交渉から第 5 回団体交渉に至るまでの労使事情、A 2 の組合加入通知及びアウトドア実習 I の実施に向けた動き

- (1) 組合は、2 5 年 6 月 2 9 日午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分までの間、学園と第 4 回団体交渉を行った。

その出席者は、組合側が A 10 共同代表、A 3、A 4、A 5 及び A 9、学園側が B 1 理事長、B 3 副学長、B 10 大学事務局長、B 11 人事労務部長、B 12 弁護士ほか 1 名であった。

同団体交渉においては、A 9 の定年短縮撤回等が交渉事項となった。

- (2)ア A 2 は、2 5 年 7 月 5 日、B 4 学科長らと共に担当者として学生向けガイダンスに出席し、学生に対し、実習内容を説明した。その際、A 2 は、2 人乗りヨットを 1 人乗りヨットと誤った説明した。

イ B 4 学科長及び学科長補佐の B 13 准教授（以下「B 13」という。）は、ガイダンスにおける A 2 の説明に誤りがあったことから、同月 8 日、同人に対し、実習の安全面に懸念があるとして、安全対策について文書の提出を求め、同月 1 1 日開催予定の学部運営会議にアウトドア実習 I の安全性について諮る旨伝えるとともに、受講生を募集しないよう伝えた。

ウ しかし、A 2 は、同月 1 0 日に開催された 2 回目の学生向けガイダンスにおいて、学生に対し、実習内容を説明するとともに、上記イの

伝達に反し、受講を希望する学生の電子メール送信先として自らの電子メールアドレスを告知して受講生を募集した。

エ A 2 は、同日午後 8 時 40 分、実習提携先の C から水上アクティビティの責任者及び指導者とその指導のバックボーンについて回答を得た旨記載し、C 担当者作成の電子メールを転記した電子メールを B 4 学科長宛てに送信した。

オ B 4 学科長は、同月 11 日午前 7 時 18 分、「私は断続的に、ヨット歴 30 年になります。船舶免許も持っています。そのため、多少厳しい眼で見ているかもしれませんが、ヨットでは目の前で土左衛門が浮いていたり、ウインチで指を飛ばすことなどは珍しくないのです。登山よりも、よほど深刻な事故は多いものです。C 側のプログラムとしては問題ないのですが、それを本校の実習として実施する場合の齟齬が非常に心配な次第です。A 2 先生の最初の企画構想にあった『鶴見川の水辺を歩く実習』のようなものでしたら、私もこのようなことは申し上げないのですが、ヨットは危険のケタが違います。」などと記載するとともに、学生に水難事故が生じた場合、誰がどのような対応を行うのか、救護艇の有無、天候判断のタイミング等について回答を求める旨記載した電子メールを A 2 宛てに送信した。

A 2 は、同日午後 4 時 34 分、C の担当者が B 4 学科長からの質問について A 2 宛てに送信した電子メールを転記するとともに、事故発生時の連絡の流れを自書した「事故発生時のフローチャート（案）」を添付した電子メールを B 4 学科長宛てに送信した。

(3)ア B 7 は、25 年 7 月 11 日、学部運営会議を開催し、アウトドア実習 I には安全性に疑問が残るとして、その中止を決定した。

なお、学部運営会議は、学部長、学科長、各種委員会委員長等で構成され、学部に関する重要事項の企画、立案、調整、教授会の議題等

の調整、各学科間及び各種委員会間の連絡調整並びにその他必要な事項について審議するための会議体であった。

B 4 学科長及びB13は、同日午後 8 時頃、上記学部運営会議の決定をA 2 に伝えるため、同人の研究室を訪ねたが、同人は不在であった。

イ B 4 学科長は、同月 1 2 日、学部運営会議の決定を、A 2 及びB 5 に口頭で伝えた。

これに対し、B 5 は、既にアウトドア実習 I への参加を表明している学生に配慮し、同実習の主担当を引き受ける旨B 4 に提案した。

ウ B 4 学科長は、同月 1 3 日、B 6 学部長に対し、アウトドア実習 I の主担当をB 5 に変更した上での同実習実施を提案した。

B 6 学部長は、ヨットの操縦経験も知識もあるB 5 であれば安心して任せられると判断し、その旨B 4 学科長に伝え、アウトドア実習 I 自体の中止を取り止め、A 2 を同実習の担当から外し、B 5 を主担当として実施する決定をした。

(4)ア 組合は、2 5 年 7 月 1 3 日頃、学園に対し、A 2 が組合員である旨の同日付け組合加入通知を送付した。

イ 学園は、同月 1 6 日、上記組合加入通知を受領した。

ウ 学園人事労務部職員は、同月 1 7 日午前 1 0 時 2 1 分、B 3 副学長、B10大学事務局長、B 6 学部長及びB12弁護士に対し、組合から上記組合加入通知の送付があった旨の電子メールを送信するとともに、同旨をB 1 理事長にも報告した。

(5) 2 5 年 7 月 1 5 日、B 5 及びA 2 を担当者としてアウトドア実習 I を実施する旨記載され、受講を希望する学生の電子メール送信先としてA 2 の電子メールアドレスが記載された「授業連絡」と題する文書が学内に掲示された。

(6) B 4 学科長及びB13は、2 5 年 7 月 1 6 日、研究室にいたA 2 を訪ね、

同人をアウトドア実習Ⅰの担当から外し、同実習の主担当をB5に変更する旨伝えた。

12 第5回団体交渉及び救済申立て

(1) 組合は、25年7月20日午後1時30分から午後3時30分までの間、学園と第5回団体交渉を行った。

その出席者は、組合側がA10共同代表、A3、A4、A5、A9及びA2、学園側がB1理事長、B3副学長、B10大学事務局長、B11人事労務部長、B12弁護士ほか1名であった。

同団体交渉においては、A9の定年短縮撤回、A2をアウトドア実習Ⅰの担当から外したこと等が交渉事項となった。

(2) 組合は、同年7月25日、学園がA2をアウトドア実習Ⅰの担当から外したことは同人が組合の組合員であることを理由とする不利益取扱いに当たるとして、神奈川県労委に救済を申し立てた。

13 上記救済申立て以後の労使事情

(1) 学園は、25年7月26日、大学運営会議を開催し、A2の職務上の問題点を踏まえ、同人の雇用を継続しない件について今後審議する旨決定して、同日、同人の雇用を審査期間満了（26年3月31日）により終了して雇用を継続しない件を審議する理由等について説明する25年7月26日付け「説明書」（以下「説明書」という。）を同人に交付した。

(2) 学園は、同じ25年7月26日、A2を担当者とするアウトドア実習Ⅰを中止したことは同人が組合の組合員であることを理由としたものではなく不当労働行為であるという認識はない旨記載した「貴組合からの調査及び回答要求に対する回答について」と題する文書を組合に送付した。

(3) 組合は、25年8月6日、学園が「説明書」をA2に交付し（上記

- (1) 、同人の雇用を継続しない件について大学運営会議で審議するとしたことが、同人が組合の組合員であることを理由とする不利益取扱いに当たるとして、神奈川県労委に追加申立てを行った。
- (4) 組合は、25年9月7日から26年3月5日までの間、A2の解雇撤回、A9の定年短縮撤回等の交渉事項について、学園と第6回団体交渉ないし第10回団体交渉を行った。
- A2は、その間の同年2月28日、同年4月1日以降労働契約上の権利を有する地位にあることの確認等の訴えを横浜地裁に提起した（以下「地位確認訴訟」という。）。
- (5) 学園は、25年4月21日、大学運営会議を開催し、A2の雇用を継続しない件について審議し、A2の雇用を継続しない旨決定した上、同日付け「解雇予告通知書」を同人に交付した。
- (6) 学園は、25年4月30日、A2を解雇した。
- (7) A2は、28年1月28日、地位確認訴訟について学園と和解した。
- A2は、再審査結審日現在、他大学の講師である。

第4 当委員会の判断

- 1 争点1（A2をアウトドア実習Iの担当から外したことは、同人に対する不利益な取扱いといえるか）について
- (1) 大学から講義等を任される科目、その内容、その数、現に実施した講義の内容等は、専任講師としての実績となり、また、学内における評価の対象となることが推認される。
- よって、専任講師であるA2がB7に提案して任された実習の担当から外されることは、専任講師としての経験・実績を積み、講義内容等について評価を受ける機会を逸することにもなるから、同人は、アウトドア実習Iの担当から外されたことにより、職務上一定の不利益を被った

と認められる。

(2) 加えて、専任講師が自ら提案して主担当に指名された実習科目から外されたという事実が学生や他の教職員の知るところとなった場合には、A 2 は、学生や他の教職員から負の評価を受けるおそれがあり、精神的不利益を被る可能性も否定できない。

(3) 学園が主張するように、A 2 が担当科目数の減少によって業務負担の軽減という利益を受ける可能性があったとしても、その利益は上記不利益に見合うものとはいえない。また、アウトドア実習 I が A 2 の専門科目でなく、過去に一度も実施されたことのない新科目であったとしても、上記不利益性についての判断は左右されない。

(4) したがって、A 2 をアウトドア実習 I の担当から外したことは、同人に対する不利益な取扱いといえる。

2 争点 2 (A 2 をアウトドア実習 I の担当から外したことは、同人が組合の組合員であることの故をもってなされたものといえるか) について

(1) A 2 をアウトドア実習 I の担当から外した時点において、学園は A 2 を組合の組合員だと認識していたかについて

ア B 7 が A 2 をアウトドア実習 I の担当から外して B 5 を主担当とする同実習の実施を決定したのは、25 年 7 月 13 日である。その決定過程は、同月 11 日、同学部が学部運営会議において同実習の中止を決定し、同月 12 日、B 4 学科長がこの決定を A 2 及び B 5 に口頭で伝え、その際、B 5 が自らを主担当とする同実習の実施を B 4 学科長に提案し、同月 13 日、B 4 学科長が B 5 の意向を B 6 学部長に伝えて B 5 を主担当とする同実習の実施を提案し、同日、B 6 学部長がその提案どおりの決定をしたというものである (前記第 3 の 11(3))。

そうすると、A 2 を主担当とするアウトドア実習 I の中止が決定された同月 11 日の時点ないし B 5 を主担当とする同実習の実施が決定され

た同月13日の時点において、学園がA2を組合の組合員であると認識していなければ、同人が組合の組合員であることの故をもって同実習の担当から外す決定をしたとする組合の主張の前提を欠くこととなる。

イ この点、①組合が学園に送付したA2に係る同月13日付け組合加入通知を学園が受領したのは同月16日であり、学園人事労務部担当者がB1理事長ら学園幹部に知らせたのは同月17日であること（前記第3の11(4)）、②A2をアウトドア実習Iの担当から外す決定をした同月13日以前に同人が自ら学園に組合への加入を通知した事実は認められないことからすると、学園が、同人を同実習の担当から外す決定をする以前に、組合加入通知により、同人が組合の組合員であることを認識していたとは認められない。

ウ 次に、学園が組合加入通知以外によってA2が組合の組合員であることを認識したといえるかについて検討する。

この点、組合は、①学園がその運営方針に批判的・非協力的な「A3グループ」として把握していたA3ら5名の組合加入通知を25年3月4日受領したこと、②組合が同月19日に大学構内において実施したビラ配布等の組合活動を学園がビデオ撮影してA2の参加を確認したことを根拠に、学園は遅くとも同月19日には同人が組合の組合員であることを認識した旨主張する。

(ア) 上記①について

学園は、24年11月1日、同日開催の大学運営会議に出席したB9学長ら主要幹部において、A3らが10月19日集会を開催したこと、A2も同集会に参加していたこと、同集会における同人の学生に対する発言内容、同月20日開催のB7保護者懇談会において保護者に配布された「学生の声」の印刷へのA2の協力等に関する情報を共有したこと（前記第3の4(5)）から、遅くともこの時点

において、同人を「A3グループ」の一員として把握していたと認められる。

したがって、その後学園が「A3グループ」の中心人物であるA3ら5名の組合加入通知を受領したことにより同グループに属するA2も組合に加入したと認識していたとする組合の主張にも全く理由がないとはいえない。

しかし、他方、「学生の声」について24年11月2日に行われた学生からの事情聴取を妨害したことを理由とするけん責処分を受けたA3ら5名は、組合が3月3日付け組合加入通知により組合への加入を通知した組合員と完全に一致していたこと（前記第3の4(8)ア、同5(1)(2)）、学園が同処分を契機に同処分を受けた5名が組合に加入したものと理解したとしても不自然とはいえないことから、学園が、上記組合加入通知を受領した25年3月4日の時点において、A2が「A3グループ」に属していることにとどまらず、A3ら5名と共に組合に加入したとまで認識していたと認めるのは困難である。

(イ) 上記②について

A2は、卒業式当日の同月19日、組合が「争議通告」の一環として行ったビラ配布等の活動のうち署名活動に参加していること、B11人事労務部長は、その2日後に開催された第1回団体交渉の冒頭、今後学園の管理場所においてビラを配布するなどした場合には警察に連絡する旨、同月19日のビラ配布等については警察に連絡済みである旨述べていることからすると、学園は、同日のビラ配布等を組合による活動と認識していたと認められる（第3の7(3)ア、同8(1)）。

しかし、上記ビラ配布等の活動には学生らも参加していたこと、

一般に組合員でない者が労働組合の活動に同調することもあることからすると、A2の署名活動への参加が直ちに組合の組合員としての参加を意味するものであるとまではいえない。そうすると、学園がビデオ撮影を通じてA2の署名活動への参加を認識したとしても同人が組合の組合員であるとの認識に直結するわけではないから、学園が、ビラ配布等にA2が参加した同月19日の時点において、同人が組合の組合員であることを認識したと認めるのは困難である。

(ウ) 小括

したがって、組合が主張する前記①及び②を併せ考慮したとしても、遅くとも25年3月19日には学園がA2を組合の組合員であると認識した根拠とするには不十分であるといわざるを得ない。

ウ また、組合は、A10共同代表が、同年5月19日開催の第3回団体交渉において、「A2さん、ですか？あの一うちの組合員」と発言したことから、この発言により学園はA2を組合の組合員であると認識したとも主張する。

しかし、上記発言に対し、B1理事長は「分かりませんよ。」と述べた上で、B6学部長と共にA2は大学の専任講師である旨同人の大学における地位について説明していること（第3の10(1)イ）からすると、上記のやりとりをもって学園がA2を組合の組合員と認識したとまではいえない。

(2) 学園がA2をアウトドア実習Iの担当から外した経緯、理由等について

ア アウトドア実習Iは、湖における水上アクティビティ（ヨット操縦）を内容とするものであったから、一般的に死亡事故発生の危険性が内在しており、事故防止、事故発生時の対処等安全対策の出来不出来がその危険性の高低を左右するものであったといえる。また、学生の身体・生命の保護は、大学にとって基本的かつ重要な責務である。

したがって、B 7が、実習の実施及びその担当者を決定するに当たり、学生の生命等の保護が図れるかどうかを重要な判断要素の一つとしたことには、十分な合理的理由があったといえる。

イ これに対し、組合は、A 2を主担当とするアウトドア実習 I の実施決定は同人の知識・経験不足を当然の前提としており、同人の役割は、水上アクティビティの実施ではなく、受講生の引率、現地での生活指導及び実習の評価であって、受講生の安全対策は、基本的には提携先のCに委ねることとなっていたのであるから、受講生の生命等の保護はA 2を同実習の担当から外す理由にはならないと主張する。

しかし、飽くまでCは提携先にすぎず、受講生の身体・生命の保護に最終的な責任を負うべきは大学、ひいてはその代表者たるアウトドア実習 I の主担当のA 2であったのであるから、同人は、指導者講座への参加などを通じてヨットに関する相応の知識やノウハウを身に付け、ヨット操縦の未経験を補うことにより、Cの安全対策を基本とする大学としての安全対策の構築を含む責任ある取組を求められていたといえる。

それにもかかわらず、A 2は、学生の対応に迫られたという事情があったにせよ3日間の講座に2日間しか参加せず、学生向けのガイダンスにおいてもヨットが1人乗りか2人乗りかという極めて基本的な知識を誤って伝えた。また、A 2は、上記ガイダンスにおける同人の対応を目の当たりにして同人の知識不足に不安を覚えたB 4学科長から、電子メールにより、その懸念の具体的内容と根拠を示され、Cのプログラムとしてではなく、水難事故が生じた場合に誰がどのような対応を行うのか、救護艇の有無、天候判断のタイミング等大学としての安全対策を具体的に問われたのに対し、Cからの電子メールの記載内容をほぼそのまま転記し、事故発生時の連絡の流れを自書した簡易なフローチャートを添付しただけの電子メールを返信するなどしたにとどまった。

以上のような事情に照らすと、B 7 が、知識の面においても、主担当として実習科目に取り組む姿勢や責任感という面においても、A 2 にアウトドア実習 I を任せたのでは学生の生命等の保護を図れない可能性があるとして判断し、これを理由に、A 2 を同実習の担当から外す決定をしたものであることは十分に首肯できる。

また、B 7 が、いったんはA 2 を主担当とする同実習の実施を決め、その時点ではヨットの知識・経験を有するB 4 学科長及びB 5 からヨットの危険性についての指摘や問題提起等がなかったとしても、その後上記のとおり事情が生じたことと認められるのであるから、当初の決定を変更したことが不当であるとはいえない。

ウ 学園は、A 2 をアウトドア実習 I の担当から外す決定をした時点においては、A 2 を「A 3 グループ」の一員として把握していたと認められ、B 4 学科長は、後日撤回したものの、25年3月18日開催の教授会において、組合は過激派グループと深い関係を有しているなどといった組合を誹謗中傷する発言をし、B 6 学部長もこれを黙認したことが認められる（前記第3の6）。

しかし、上記のとおり学園のA 2 及び組合への認識が認められる中であって、B 7 は、A 2 が同月19日の組合の活動に参加した後の同年5月13日に開催された学科会議において、同人が提案した同人を主担当とするアウトドア実習 I の実施をいったんは決定している（前記第3の9(2)ア）。また、B 7 は、同実習の安全性に問題がある旨指摘があっても、A 2 に対し、B 4 学科長から問題点を具体的に指摘し、その解消に向けて再考を促すなどしたにもかかわらず、A 2 の対応が不十分であったため、同実習の中止を決定したのであって、安全性の問題が持ち上がって即座に同人を同実習の担当から外したわけではない（前記第3の11(2)）。

しかも、A 2 を主担当とする同実習の中止を決めた後に、B 5 を主担当とする同実習の実施を決めたのは、同人が同実習への参加を既に表明している学生に配慮して自ら主担当となって実施してもよい旨 B 4 学科長に提案したことを契機とするものであり、B 4 学科長や B 6 学部長の主導によるものではない（第 3 の 11(3)）。

エ 組合は、仮にアウトドア実習 I の安全性に問題があったとしても、A 2 を含む複数の職員を派遣することは可能であったし、A 2 を冬のアウトドア実習に振り替えるなどの措置を講ずることも可能であったのに、学園はそれらの可能性を検討したこともなかったから、A 2 を同実習の担当から外した決定は組合排除の意図に基づく不合理なものである旨主張する。

しかし、上記ア及びイの事情が認められる中であって、B 7 が、主担当を B 5 に変更してアウトドア実習 I を実施する際に、A 2 をこれに関与させるか、あるいは、関与させるとしてどのような関与をさせるかについては、同学部の裁量に委ねられるべきものであり、また、冬のアウトドア実習がどのような内容・性格のものであったか明らかではないことからすると、上記組合の主張は採用できない。

オ したがって、学園が A 2 を「A 3 グループ」の一員として把握していたこと、組合を中傷する B 4 学科長の発言やこれを B 6 学部長が黙認したことを考慮しても、学園が、A 2 が組合の組合員であることを理由に、同人をアウトドア実習 I の担当から外す決定をしたと認めるのは困難であり、また、学園が、組合排除を意図し、あるいは A 2 が組合に加入することを懸念し、組合の運営への介入を意図して上記決定をしたと認めるのも困難である。

3 結論

以上のとおりであるから、A 2 をアウトドア実習 I の担当から外したこと

は、労組法第7条第1号の不当労働行為には当たらない。

よって、労組法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成28年10月5日

中央労働委員会

第一部部长 諏訪康雄 ㊞